

# 消費生活トラブル注意報 !!

## ★「アダルトサイトとのトラブル解決」 をうたう・・・探偵業者に注意しましょう！

### （相談事例）

ネットのアダルトサイトで、契約したつもりはないのに、突然、高額な料金を請求された。

慌ててネットで対策を検索し、無料の「消費相談センター」に相談したら、料金7万円で「請求されないようにする」と言われた。FAXで契約書に住所・氏名を書き込んで送信した。相手は探偵社のような感じだった。その直後、自治体の消費生活センターに相談してアダルトサイト架空請求の件は解決したので、探偵社への依頼を取り消した。料金はまだ払い込んでいないが、契約は成立しているのか。



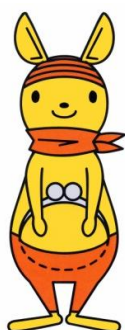
### ・・・福岡県消費生活センター

### （処理結果）

当センターの無料法律相談で、弁護士から、「契約は成立している。しかし、今回の場合は、消費者契約法や公序良俗に反している可能性が高いので、取り消しの意思を探偵社に伝えてはどうか」と助言をいただいた。相談者はFAXで契約の取り消しを申し出た。

### （一般的なアドバイス）

- ◆ 消費生活センターに相談したつもりが、実際には探偵社に連絡をしていたという相談が多く見られます。相談先が自治体の消費生活センター等かどうか確認してから相談しましょう。福岡県消費生活センターのホームページには、県内の自治体の消費生活センター等の名称や電話番号等を記載しています。
  - ◆ 探偵業者は弁護士等の資格がなければアダルトサイトとの交渉などは出来ず、行う業務は調査・報告だけです。必ずしもアダルトサイトの架空請求が解決するわけではありません。「トラブル解決」などの広告をうのみにせず、契約業務内容を確認して、探偵業者への依頼が必要かどうか、慎重に検討しましょう。
  - ◆ このほか、探偵業を営もうとする者は公安委員会に届出て番号の交付を受ける必要がありますが、そのことで、「公安委員と連携している」などと虚偽の説明をしている例があります。また、「ウイルスに感染している可能性があるため、インターネットは数日間使わないように」と当該探偵業者の信用性などを調べさせないようにしている例があります。
  - ◆ 業務内容が電話での話と違う、解約したいが高額な解約料を請求されたなど、探偵業者とのトラブルはお住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう。
- また、アダルトサイトから身に覚えのない請求を受けたときは、慌てて業者に連絡したりお金を支払ったりしないようにしましょう。どうしても不安な場合は焦らずに自治体の消費生活センター等に相談しましょう。



### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日でも電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日でも電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日でも相談可）

\*「消費者ホットライン」（局番なし）188（嫌や！（イヤヤ！））

（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）